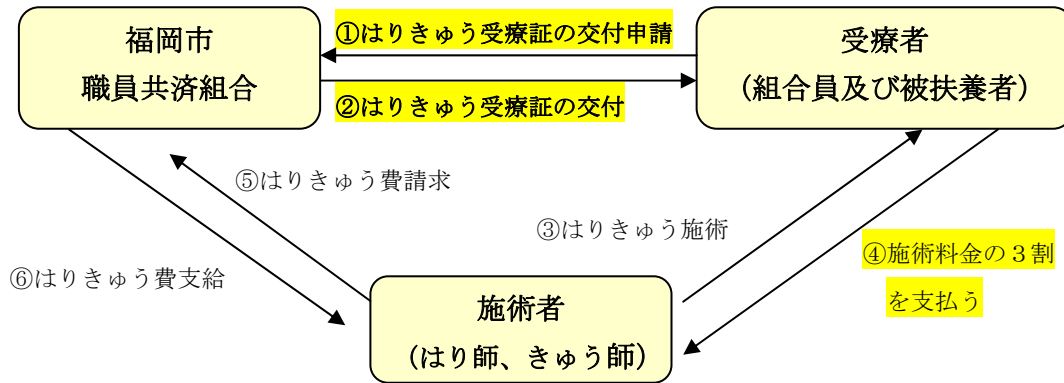


はりきゅう費助成事業（概要）

当組合では、組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、療養費の対象とならないはりきゅうの施術を当組合が指定する施術所で受けた場合に、はりきゅうの施術料金の一部を助成する「はりきゅう費助成事業」を平成26年7月から開始しております。

※ 健康保険の療養費の対象となるはりきゅうの施術は、はりきゅう費助成の対象にはなりません。

《助成の流れ》



《施術を受けるには》

指定のはりきゅう施術所で、「はりきゅう受療証」と「組合員証（又は被扶養者証）」を提示して施術を受けてください。施術後、「はりきゅう費支給申請書」に署名し、施術料金の3割を施術者へお支払いください。

※当組合指定の施術所は、「福岡市職員共済ホームページ」に掲載しております。（随時更新）

《施術回数》

一人につき 一日1回、一月10回まで

《施術料金》

地方公務員等共済組合法第58条に規定する療養費の対象となるはりきゅうの施術料金の算定基準に準じます。

施術料金の算定基準

(1)初検料

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 | 1,610円 |
| ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 | 1,660円 |

(2)施術料

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 | 1回につき | 1,270円 |
| ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 | 1回につき | 1,510円 |

※ 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算。

※ 初検料について・・・毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、最初の施術を受ける際に初検料が発生します。

H27年度用

決 裁	事務局次長	係長	係員

福岡市職員共済組合 はりきゅう受療証交付申請書

組 合 員	組合員証	記号	番号	氏名	
	所属機関	名称	(局・室・区)	(部)	(課)
		所在地	〒		
受療証の 交付対象者	氏名		続柄	生年月日	年 月 日生
	氏名		続柄	生年月日	年 月 日生
	氏名		続柄	生年月日	年 月 日生
上記のとおり申請します。					
福岡市職員共済組合理事長 様					
平成 年 月 日					
組合員 住所又は所属					
氏名				印	

《 注 意 事 項 》

1. 受療証の交付対象者は福岡市職員共済組合の組合員及び被扶養者の方です。
2. 受療証の有効期限は発行年度の3月末までです。
3. 組合員及び被扶養者の資格を喪失したとき、また有効期限を過ぎたときは、当組合まで受療証をご返却ください。

H26年度用

決 裁	事務局次長	係長	係員

福岡市職員共済組合
はりきゅう受療証交付申請書

組 合 員	組合員証	記号	番号	氏名
	所属機関	名称	(局・室・区) (部) (課)	
		所在地	(電話)	
受療証の 交付対象者	氏名	続柄	生年月日	年 月 日生
	氏名	続柄	生年月日	年 月 日生
	氏名	続柄	生年月日	年 月 日生
上記のとおり申請します。 福岡市職員共済組合理事長 様 平成 年 月 日 組合員 住所又は所属 氏名 印				

《 注意事項 》

1. 受療証の交付対象者は福岡市職員共済組合の組合員及び被扶養者の方です。
2. 受療証の有効期限は発行年度の3月末までです。
3. 組合員及び被扶養者の資格を喪失したとき、また有効期限を過ぎたときは、当組合まで受療証をご返却ください。